

保福障支第 3488 号
令和 4 年 9 月 22 日

各事業所・施設 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長 西淵 亮

新型コロナウイルスに係る障害者施設の調査重点化に伴う報告について（依頼）

平素から障害福祉施設等の衛生管理に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さいたま市保健所から新型コロナウイルス感染症に係る障害者施設の調査について、別添「障害者施設の調査重点化について（依頼）」の送付がありましたので周知いたします。

令和 4 年 9 月 26 日以降、各事業所・施設において新型コロナウイルス感染症の感染が発覚した場合は、以下の通りご報告をお願いいたします。

1 さいたま市HPでの報告

さいたま市HP (<https://www.city.saitama.jp/enquete/e001439.html>) から、陽性者の人数や事業所の運営状況等についてご報告ください。

2 行動記録シート等の送付（入所施設、感染拡大が想定される通所等施設のみ）

以下①、②の事業所(=重点化対象施設)は障害支援課、保健所へ行動記録シート等をメール等でご提出ください。

① 施設入所支援、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所支援生活ホームのいずれかの事業所

② ①以外のサービス種別の事業所のうち事業所内で感染の拡大が想定される事業所（目安として同時に 5 名以上の陽性者が発生した事業所）

【参考】さいたま市ホームページ（行動記録シート等はこちら）

「【さいたま市通知】障害福祉サービス事業者等向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/012/002/p078221.html>

【疾病予防対策課】 chousa-covid-19@city.saitama.lg.jp FAX 048-840-2230

【障害支援課】 shogai-shien@city.saitama.lg.jp FAX 048-829-1981

行動記録シート等を一つのフォルダにまとめ、パスワード保護した圧縮ファイルを作成ください。（パスワードは令和 3 年 11 月 30 日付事務連絡をご確認ください）

3 援護地及び相談支援事業所への報告

陽性者が利用者の場合、援護地の市区町村及び相談支援事業所へ情報を共有していただきますようお願いいたします。

4 その他(保健所からの留意事項)

- ・発生届の対象とならない職員・利用者が陽性となった場合についても施設調査の対象となります。
※発生届の対象とならない場合は陽性者支援センターへの登録をお願いします。
- ・陽性者がすでに退所していても、感染可能期間（発症前2日から療養終了まで）に入所していた場合は施設調査の対象となります。
※ただし退所から1週間以上経過し、感染拡大がない場合は調査対象外。
- ・上記重点化対象外であっても、保健所により調査が必要と判断された場合には、感染症法に基づき施設調査を実施いたします。

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課 審査指定係
(担当) 利根澤・高橋・丸山・近藤
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL：048(829)1309 FAX：048(829)1981
E-mail：shogai-shien@city.saitama.lg.jp